

2011年版「税務日誌」追録

(平成23年7月1日現在)

編集 日本税理士会連合会

東京都品川区大崎 1 - 11 - 8
日本税理士会館 8 階
郵便番号141-0032 電話03(5435)0931(代)

発行 株式会社 中央経済社

目 次

●平成23年度税制改正〔6月30日公布〕及び 東日本大震災関連税制等	1
①法人税	1
②所得税	12
③相続税・贈与税	19
④登録免許税	20
⑤印紙税	20
⑥消費税	21
⑦国税その他	23
⑧地方税	25
●健康保険・厚生年金保険の保険料額表	29

●平成23年度税制改正〔6月30日公布分〕 及び東日本大震災関連税制等

① 法人税 —————

1. 完全支配関係がある法人間取引に係る税制の見直し

- (1) 複数の完全支配関係がある大法人（資本金の額若しくは出資金の額が5億円以上の法人又は相互会社等をいう。）に発行済株式等の全部を保有されている法人については、以下の措置を講じないこととする。

中小企業者等の軽減税率の特例

特定同族会社の特別税率の不適用

中小企業等の貸倒引当金の特例における貸倒引当金の
法定繰入率

交際費等の損金不算入制度における中小企業者に係る
600万円の定額控除

中小企業者等以外の法人の欠損金の繰戻しによる還付
の不適用措置における中小企業者等の適用除外

（注）上記の改正は、法人の平成23年4月1日以後に開始
する事業年度（平成23年6月30日前に終了する事業年
度を除く。）の所得に対する法人税について適用する。

- (2) 内国法人がその内国法人との間に完全支配関係がある他の内国法人で清算中の内国法人や解散することが見込まれる内国法人等の株式等を有する場合におけるその株式等については、評価損を計上しないこととする。

（注）上記の改正は、法人が平成23年6月30日以後に行う
評価換え等について適用する。

２．棚卸資産の評価方法の見直し

棚卸資産の評価方法のうち、切放し低価法を廃止する。

３．減価償却制度の見直し

- (1) 耐用年数の短縮について、国税局長の承認を受けた未經過使用可能期間をもって耐用年数とみなし、償却限度額の計算の基礎となる取得価額等を調整する制度とする。
- (2) 陳腐化償却制度を廃止する。
- (3) 公共施設等運営権を減価償却資産（無形固定資産）とする。

４．租税特別措置法による特別償却・特別税額控除

- (1) エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は特別税額控除制度の創設

青色申告書を提出する法人が、平23.6.30～平26.3.31までの間に、エネルギー環境負荷低減推進設備等の取得等をして、その取得等の日から１年以内に事業の用に供した場合には、そのエネルギー環境負荷低減推進設備等の取得価額の100分の30相当額の特別償却（中小企業者等については、100分の7相当額の特別税額控除との選択適用）ができることとする。ただし、特別税額控除額については当期の税額の100分の20相当額を限度とし、控除限度超過額については１年間の繰越しができることとする。

- (2) 国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は特別税額控除制度の創設

青色申告書を提出する法人で総合特別区域法に規定する指定法人に該当するものが、同法の施行の日（平23.8.1）か

ら平26.3.31までの間に、同法に規定する国際戦略総合特別区域内において、特定機械装置等の取得等をして、特定国際戦略事業の用に供した場合には、その特定機械装置等の取得価額の100分の50（建物等については、100分の25）相当額の特別償却と100分の15（建物等については、100分の8）相当額の特別税額控除との選択適用ができることとする。ただし、特別税額控除額については当期の法人税額の100分の20相当額を限度とし、控除限度超過額については1年間の繰越しができることとする。

(3) 雇用者の数が増加した場合の特別税額控除制度の創設

青色申告書を提出する法人で当期及び前期において離職者がいないことにつき証明がされたものが、平23.4.1～平26.3.31までの間に開始する各事業年度のうち、基準雇用者数が5人以上（中小企業者等については、2人以上）及び基準雇用者割合が100分の10以上であることにつき証明がされ、かつ、給与等支給額が比較給与等支給額以上である事業年度において一定の事業を行っている場合には、20万円に基準雇用者数を乗じて計算した金額の特別税額控除ができることとする。ただし、当期の税額の100分の10（中小企業者等については、100分の20）相当額を限度とする。

(4) 特定高度通信設備の特別償却制度の創設

青色申告書を提出する法人で中小企業者に該当するもののうち電気通信基盤充実臨時措置法に規定する実施計画について同法の認定を受けたものが、電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律の施行の日（平23.8.31）から平25.3.31までの間に、特定高度通信設備の取得等をして、過疎地域等一定の地域内においてその事業の用に供した場合に

は、その特定高度通信設備の取得価額の100分の15相当額の特別償却ができることとする。

(5) 次世代育成支援対策に係る基準適合認定を受けた場合の建物等の割増償却制度の創設

青色申告書を提出する法人が、平23.4.1～平26.3.31までの期間内に開始する各事業年度において、次世代育成支援対策推進法の次世代育成支援対策に係る基準に適合するものである旨の認定（その期間内において最初に受けるものに限る。）を受けた場合には、その認定を受けた日を含む事業年度終了の日において有する建物等で事業の用に供されているもの（その認定に係る同法の一般事業主行動計画の計画期間開始の日からその事業年度終了の日までの間において取得等をしたものに限る。）について、その普通償却限度額の100分の32の割増償却ができることとする。

(6) 医療用機器等の特別償却制度の改正

次のとおり見直しを行った上、その適用期限を平成25年3月31日まで延長することとする。

医療用機器に係る措置について、次のとおり見直しを行う。

イ 高度な医療の提供に資する医療用機器又は先進的な医療用機器に係る償却割合を100分の12（現行100分の14）に、医療の安全の確保に資する医療用機器に係る償却割合を100分の16（現行100分の20）にそれぞれ引き下げる。

ロ 対象となる医療用機器から新型インフルエンザに係る医療の提供を目的とする病床の確保に資する医療用機器を除外する。

特定増改築施設に係る措置及び建替え病院用等建物に係

る措置を除外する。

(7) その他の特別償却制度の改正

公害防止用設備の特別償却制度について、償却割合を100分の8（現行100分の14）に引き下げることとする。

船舶の特別償却制度について、経営の合理化に著しく資する外航船舶のうち日本船舶に該当しないものに係る償却割合を100分の16（現行100分の18）に引き下げることとする。

関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却制度について、機械装置に係る償却割合を100分の12（現行100分の16）に、建物等に係る償却割合を100分の6（現行100分の8）にそれぞれ引き下げた上、その適用期限を平成25年3月31日まで延長することとする。

共同利用施設の特別償却制度について、償却割合を100分の6（現行100分の8）に引き下げた上、その適用期限を平成24年3月31日まで延長することとする。

障害者を雇用する場合の機械等の割増償却制度について、対象となる要件に、基準雇用障害者数が20人以上であって、重度障害者割合が100分の50以上であること及び雇用障害者数が法定雇用障害者数以上であることを追加し、現行の要件との選択適用とした上、その適用期限を平成26年3月31日まで延長することとする。

高齢者向け優良賃貸住宅の割増償却制度について、対象となる住宅を高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定するサービス付き高齢者向け住宅のうち一定のものとするとともに、その割増率を100分の28（耐用年数が35年以上

であるものについては、100分の40)とした上、その適用期限を平成25年3月31日まで延長することとする。

特定再開発建築物等の割増償却制度について、対象から都市再生特別措置法の認定整備事業計画に基づく都市再生整備事業により整備される建築物に係る措置を除外した上、その適用期限を平成25年3月31日まで延長することとする。

- (8) 廃止される特別償却等
 - 地震防災対策用資産の特別償却
 - 障害者対応設備等の特別償却
 - 事業所内託児施設等の割増償却
 - 植林費の損金算入の特例

5. 東日本大震災による被災代替資産等の特別償却

法人が、平23.3.11～平28.3.31までの間に、東日本大震災により滅失若しくは損壊をした建物、構築物若しくは機械装置若しくは一定の船舶、航空機若しくは車両運搬具の代替資産の取得等をしてその事業の用に供した場合又は建物、構築物若しくは機械装置の取得等をして被災区域（東日本大震災により滅失をした建物等の敷地等の区域をいう。以下同じ。）内においてその事業の用に供した場合には、これらの減価償却資産の取得価額にその取得等の時期に応じた次の償却割合を乗じた金額の特別償却ができることとする。

(1) 建物又は構築物

平成23年3月11日から平成26年3月31日までの間に取得等をしたもの 100分の15（中小企業者等にあつては、100分の18）

平成26年4月1日から平成28年3月31日までの間に取得等をしたもの 100分の10（中小企業者等にあつては，100分の12）

- (2) 機械装置又は一定の船舶，航空機若しくは車両運搬具
平成23年3月11日から平成26年3月31日までの間に取得等をしたもの 100分の30（中小企業者等にあつては，100分の36）

平成26年4月1日から平成28年3月31日までの間に取得等をしたもの 100分の20（中小企業者等にあつては，100分の24）

6．特定資産の買換えの特例の改正

次のとおり見直しを行った上，その適用期限を平成26年3月31日まで延長することとする。

- (1) 既成市街地等の内から外への買換えについて，買換資産のうち農業及び林業以外の事業の用に供されるものを都市計画法の市街化区域のうち同法の規定により区域区分を定めるものとされている区域内にあるものに限定する。
- (2) 都市開発区域等及び誘致区域の外から内への買換えについて，都市開発区域のうち既成市街地等内にある譲渡資産を一定の事務所又は事業所として使用されている建物又はその敷地の用に供されている土地等に限定する。
- (3) 日本船舶から日本船舶の買換えについて，買換資産となる漁船を一定の要件に該当するものに限定する。
- (4) 次の買換えを適用対象から除外する。

大気汚染規制区域の内から外へのばい煙発生施設の買換え

騒音規制地域の内から外への騒音発生施設の買換え

水質汚濁規制水域の特定施設等及び公共用水域の湖沼特定施設等の買換え

市街化区域又は既成市街地等の内から外への林業用土地等の買換え

誘致区域の外から内への買換えのうち流通業務市街地の整備に関する法律の流通業務地区に係る措置

農村地域工業等導入促進法の農村地域及び誘致区域の外から同法の実施計画に定められた工業等導入地区内への買換え

市街化区域又は既成市街地等の地域内における建物の高層化に伴う買換え

既成市街地等における特定民間再開発事業の施行による中高層耐火建築物への買換え

人口集中地区の区域内における木造貸家住宅から中高層貸家住宅への買換え

防災再開発促進地区内における認定建替計画による買換え

内航日本船舶から内航日本船舶以外の減価償却資産への買換え

7. 東日本大震災の被災者等に係る特定資産の買換えの特例

法人が、平23.3.11～平28.3.31までの期間（以下「対象期間」という。）内に、次の買換えを行った場合には、その買換えに係る対象期間内に資産の譲渡をして、その譲渡の日を含む事業年度において取得をし、かつ、その取得の日から1年以内にその事業の用に供する資産について、その譲渡をし

た資産に係る譲渡利益金額に相当する金額の範囲内で圧縮記帳ができることとする。

- (1) 被災区域である土地等又はこれらとともに譲渡をするその土地の区域内にある建物若しくは構築物で、平成23年3月11日前に取得がされたものから、国内にある土地等又は国内にある事業の用に供される減価償却資産への買換え
- (2) 被災区域である土地以外の土地の区域内にある土地等、建物又は構築物から、被災区域である土地等又はその土地の区域内にある事業の用に供される減価償却資産への買換え

8．国際戦略総合特別区域における指定特定事業法人の課税の特例の創設

青色申告書を提出する法人で総合特別区域法の施行の日（平23.8.1）から平26.3.31までの間に同法の指定を受けた同法に規定する指定特定事業法人に該当するもの（下記9.の特例の適用を受けるものを除く。）が、同法に規定する国際戦略総合特別区域内において行われるその指定に係る特定国際戦略事業のうち一定の事業に係る所得として一定の金額を有する場合には、その指定の日から5年間、その金額の100分の20の所得控除ができることとする。なお、上記4.(2)の特別償却又は特別税額控除制度の適用を受ける事業年度においては、この特例を適用しない。

9．認定研究開発事業法人等の課税の特例の創設

青色申告書を提出する法人で特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法の施行の日から平26.

3.31までの間に同法に規定する研究開発事業計画又は統括事業計画の認定を受けた同法に規定する認定研究開発事業者（以下「認定研究開発事業法人」という。）又は認定統括事業者（以下「認定統括事業法人」という。）に該当するものが、その認定に係る研究開発事業計画に記載された研究開発事業又は統括事業計画に記載された統括事業に係る所得として一定の金額を有する場合には、その認定の日から5年間、その金額の100分の20の所得控除ができることとする。なお、認定研究開発事業法人にあつては試験研究を行った場合の特別税額控除制度又は上記4.(2)の特別償却若しくは特別税額控除制度の適用を受ける事業年度に、認定統括事業法人にあつては上記4.(2)の特別償却又は特別税額控除制度の適用を受ける事業年度においては、この特例を適用しない。

10．中小企業者等の法人税率の時限措置

軽減税率18%の適用期限を平成24年3月31日まで延長することとする。

11．東日本大震災による震災損失の繰戻し還付

法人の平23.3.11～平24.3.10までの間に終了する事業年度又は平23.3.11～平23.9.10までの間に終了する中間期間において東日本大震災による棚卸資産や固定資産等の損失金額がある場合、当該事業年度又は中間期間開始の日2年前までに開始した事業年度の法人税額のうち、震災損失金額に対応する部分の金額の還付を受けることができる。

なお、青色欠損金の繰戻し還付と併用できる。

12．法人税の中間申告制度の見直し

次の場合には、仮決算による中間申告書を提出できないこととする。

- (1) 前事業年度の確定法人税額を前事業年度の月数で除し、これに6を乗じて計算した金額が、10万円以下である場合又はその金額がない場合
- (2) 仮決算による中間申告書に記載すべき法人税の額が、前事業年度の確定法人税額を前事業年度の月数で除し、これに6を乗じて計算した金額を超える場合

13．東日本大震災による仮決算の中間申告所得税額の還付

法人の平23.3.11～平23.9.10までの間に終了する中間期間に東日本大震災による棚卸資産等の損失がある場合には、当該中間期間に課される所得税額で法人税額から控除しきれなかった金額を還付する。

2 所得税 —————

1．源泉所得税の納税地

給与等の支払をする者が事務所等を移転した場合は、当該事務所等の移転後の所在地その他の一定の場所とすることとする。

(注) 上記の改正は、平成24年1月1日以後に源泉所得税を納付する場合について適用する。

2．利子所得・配当所得

居住者が贈与、相続又は遺贈により利子所得、配当所得等の基因となる資産を取得した場合における当該資産に係る利子所得の金額、配当所得の金額等の計算については、その者が引き続き当該資産を所有していたものとみなして、所得税法の規定を適用することとする。

3．配当所得

次の特例の対象とならない大口株主等が支払を受ける配当等の要件について、その配当等の支払を受ける者が保有する株式等の発行済株式等の総数等に占める割合を100分の3以上（現行100分の5以上）に引き下げることにする。

上場株式等に係る配当所得の課税の特例

上場株式等の配当等に係る源泉徴収税率等の特例

非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税

(注) 上記及びの特例については、平成23年10月1日以後に支払を受けるべき配当等について適用し、上記の特例については、平成26年1月1日以後に支払を受ける

べき配当等について適用する。

4．損失の繰越控除

- (1) 東日本大震災により事業用資産につき10%以上の損失を受けた者の平成23年において生じた純損失の金額の繰越控除期間は，5年間とされる。
- (2) 東日本大震災により生じた雑損控除の対象となる損失を有する者の雑損失の繰越控除期間は，5年間とされる。

5．雑損控除

東日本大震災に係る雑損控除の対象となる損失の金額については，納税者の選択により，平成22年において生じた損失の金額として，平成22年分の雑損控除の対象とすることができる。

この場合，平成22年分の所得税について既に確定申告書を提出している者（決定を受けた者を含む。）は，平成24年4月26日までに，この特例の適用を受けるための更正の請求をすることができる。

6．生命保険料控除（平成22年度税制改正分）

一定の要件を満たす生命保険契約等・介護医療保険契約等・個人年金保険契約等に係る新生命保険料・旧生命保険料・介護医療保険料・新個人年金保険料・旧個人年金保険料を支払った場合に適用

控除額 その年中に支払った次の保険料の区分に応じ次により計算した金額の合計額（最高12万円限度）

- (1) 新生命保険料・旧生命保険料

新生命保険料のみを支払った場合：次の金額

- イ 保険料 2 万円以下：全額
- ロ 保険料 2 万円超 4 万円以下：保険料 $\times 1/2 + 10,000$ 円
- ハ 保険料 4 万円超 8 万円以下：保険料 $\times 1/4 + 20,000$ 円
- ニ 保険料 8 万円超：40,000円

旧生命保険料のみを支払った場合：次の金額

- イ 保険料 2 万 5 千円以下：全額
- ロ 保険料 2 万 5 千円超 5 万円以下：保険料 $\times 1/2 + 12,500$ 円
- ハ 保険料 5 万円超10万円以下：保険料 $\times 1/4 + 25,000$ 円
- ニ 保険料10万円超：50,000円

新生命保険料と旧生命保険料を支払った場合：新生命保険料については により、旧生命保険料については により求めた金額の合計額（最高 4 万円限度）

(2) 介護医療保険料

前記(1) に準じて求めた金額

(3) 新個人年金保険料・旧個人年金保険料

新個人年金保険料のみを支払った場合：前記(1) に準じて求めた金額

旧個人年金保険料のみを支払った場合：前記(1) に準じて求めた金額

新個人年金保険料と旧個人年金保険料を支払った場合：新個人年金保険料については により、旧個人年金保険料については により求めた金額の合計額（最高 4 万円限度）

7. 特定増改築等に係る住宅借入金等特別控除の特例

居住者が増改築等住宅借入金等をもって住宅について断熱

改修工事等を併せて行う特定の増改築等を行い、6月以内に居住の用に供した場合に、その居住の用に供した年以後5年間の各年（その年の年末まで引き続き居住の用に供していた年に限る。）について、その者の選択により、「住宅借入金等特別税額控除」及び「高齢者等居住改修工事等に係る特例」に代えて適用。

8．認定特定非営利活動法人（認定NPO法人）に対する寄附金の特別税額控除制度の創設

個人が認定特定非営利活動法人に対して支出した当該認定特定非営利活動法人が行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附に係る支出金については、その年中に支出した当該特定非営利活動に関する寄附金の額の合計額（当該合計額が、当該個人のその年分の総所得金額等の100分の40に相当する金額を超える場合には、当該100分の40に相当する金額）が2,000円を超える場合には、その年分の所得税の額から、その超える金額の100分の40に相当する金額を控除する。この場合において、当該控除する金額が、当該個人のその年分の所得税の額の100分の25に相当する金額を超えるときは、当該控除する金額は、当該100分の25に相当する金額を限度とする。

9．公益社団法人等に対する寄附金の特別税額控除の創設

個人が支出した特定寄附金のうち、次に掲げる法人（その運営組織及び事業活動が適正であること並びに市民から支援を受けていることにつき一定の要件を満たすものに限る。）に対するもの（以下「税額控除対象寄附金」という。）につ

いては、その年中に支出した税額控除対象寄附金の額の合計額（当該合計額が、当該個人のその年分の総所得金額等の100分の40に相当する金額を超える場合には、当該100分の40に相当する金額）が2,000円を超える場合には、その年分の所得税の額から、その超える金額の100分の40に相当する金額を控除する。この場合において、当該控除する金額が、当該個人のその年分の所得税の額の100分の25に相当する金額を超えるときは、当該控除する金額は、当該100分の25に相当する金額を限度とする。

公益社団法人及び公益財団法人

学校法人等

社会福祉法人

更生保護法人

10．東日本大震災に係る特定震災指定寄附金の特別税額控除

平23.3.11～平25.12.31までの期間に特定震災指定寄附金を支出した場合に、その年中に支出した特定震災指定寄附金の額の合計額（当該合計額が、当該個人のその年分の総所得金額等の100分の40に相当する金額を超える場合には、当該100分の40に相当する金額）が2,000円を超える場合には、その年分の所得税の額から、その超える金額の100分の40に相当する金額を控除する。この場合において、当該控除する金額が、当該個人のその年分の所得税の額の100分の25に相当する金額を超えるときは、当該控除する金額は、当該100分の25に相当する金額を限度とする。

11．電子情報処理組織による申告に係る特別税額控除の改正

税額控除額（現行5,000円）を平成23年分は4,000円，平成24年分は3,000円に引き上げた上，その適用期限を平成24年まで延長することとする。

（注）平成23年分以前にこの特別控除の適用を受けている場合は不適用。

12．年金所得者の申告手続等

次のとおり簡素化することとする。

- （1）その年において公的年金等に係る雑所得を有する居住者で，その年中の公的年金等の収入金額が400万円以下であるものが，その年分の公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下であるときは，その年分の所得税について確定申告書を提出することを要しないこととする。
- （2）公的年金等に係る源泉徴収税額の計算について，控除対象とされる人的控除の範囲に寡婦（寡夫）控除を追加するとともに，公的年金等の受給者の扶養親族等申告書の記載事項について，所要の整備を行う。

（注）上記⁽²⁾の改正は，平成25年1月1日以後に支払うべき公的年金等について適用する。

13．申告義務のある者の還付申告書

その年の翌年1月1日（現行その年の翌年2月16日）から提出できることとする。

14．更正又は決定に基づく源泉徴収税額等及び予納税額の
還付に係る還付加算金の計算期間

確定申告書の提出期限の翌日から更正の日の翌日以後 1 月を経過する日（当該更正が更正の請求に基づくものである場合には、その更正の請求の日の翌日以後 3 月を経過する日と当該更正の日の翌日以後 1 月を経過する日とのいずれか早い日）までの日数は、当該計算期間に算入しないこととする。

（注）上記の改正は、平成24年 1 月 1 日以後に支払決定又は
充当をする還付金に係る還付加算金について適用する。

15．生命保険契約等に基づく年金に係る源泉徴収制度等

当該年金の支払を受ける者と保険契約者とが異なる契約等
一定の契約に基づく年金を対象から除外することとする。

（注）上記の改正は、平成25年 1 月 1 日以後に支払うべき年
金について適用する。

③ 相続税・贈与税 —————

1. 住宅取得等資金の範囲

次の制度について，その適用対象となる住宅取得等資金の範囲に，住宅の新築（住宅取得等資金の贈与を受けた日の属する年の翌年3月15日までに行われるものに限る。）に先行してその敷地の用に供される土地等を取得する場合における当該土地等の取得のための資金を追加することとする。

直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置

特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例措置

（注）上記の改正は，平成23年1月1日以後の贈与により取得する財産に係る贈与税について適用する。

2. 東日本大震災に係る特定土地等及び特定株式等に係る相続税又は贈与税の課税価格の計算の特例

平成23年3月10日以前に相続又は贈与により取得した財産に係る相続税又は贈与税で同月11日以後にその申告期限が到来するものについて，指定地域内の土地等及び一定の非上場株式等の価額を東日本大震災の発生直後の価額とすることができるとするとともに，その申告期限を別に定める日まで延長することとする。

④ 登録免許税 —————

1. 電子情報処理組織による登記の申請

電子情報処理組織による登記の申請の場合の登録免許税額の特例控除制度について、特別控除の限度額（現行5,000円）を次のとおり引き上げた上、その適用期限を平成25年3月31日まで延長することとする。

平成24年3月31日まで 4,000円

平成25年3月31日まで 3,000円

2. 東日本大震災関係

平成33年3月31日まで東日本大震災による被災者に対し、免税等の特例措置が講じられる。

⑤ 印紙税 —————

1. 不動産の譲渡に関する契約書

不動産の譲渡に関する契約書等に係る印紙税の税率の特例措置の適用期限を平成25年3月31日まで延長することとする。

2. 東日本大震災関係

平成33年3月31日まで東日本大震災による被災者に対し、免税等の特例措置が講じられる。

6 消費税 —————

1．小規模事業者の納税義務の免除（事業者免税点制度）の見直し

事業者免税点制度における免税事業者の要件について、次のとおり見直しを行うこととする。

- (1) 個人事業者のその年又は法人のその事業年度の基準期間における課税売上高が1,000万円以下である場合において、当該個人事業者又は法人（課税事業者を選択しているものを除く。）のうち、当該個人事業者のその年又は法人のその事業年度に係る次に掲げる期間（以下「特定期間」という。）における課税売上高が1,000万円を超えるときは、当該個人事業者のその年又は法人のその事業年度については、事業者免税点制度を適用しない。

個人事業者のその年の前年1月1日から6月30日までの期間

その事業年度の前事業年度（7月以下であるものその他一定のもの（において「短期事業年度」という。）を除く。）がある法人の当該前事業年度開始の日以後6月の期間

その事業年度の前事業年度が短期事業年度である法人のその事業年度の前々事業年度（その事業年度の基準期間に含まれるものその他一定のものを除く。）開始の日以後6月の期間（当該前々事業年度が6月以下の場合には、当該前々事業年度開始の日からその終了の日までの期間）

- (2) (1)を適用する場合においては、個人事業者又は法人が特

定期間中に支払った所得税法に規定する支払明細書に記載すべき給与等の金額に相当するものの合計額をもって、⁽¹⁾の特定期間における課税売上高とすることができる。

(注) 上記の改正は、平成25年1月1日以後に開始する個人事業者のその年又は法人のその事業年度について適用する。

2. 仕入税額控除等の見直し

課税売上割合が95%以上の場合に課税仕入れ等の税額の全額を仕入税額控除する制度については、その課税期間の課税売上高が5億円（その課税期間が1年に満たない場合には年換算）を超える事業者には適用しないこととする。

(注) 上記の改正は、平成24年4月1日以後に開始する課税期間から適用する。

3. 東日本大震災関係

(1) 東日本大震災の被災者である事業者について、次に掲げる届出書の提出等に係る適用関係の特例を定めることとする。

消費税課税事業者選択届出書

消費税課税事業者選択不適用届出書

消費税簡易課税制度選択届出書

消費税簡易課税制度選択不適用届出書

(2) 東日本大震災に係る国税通則法の規定による申告期限の延長により、中間申告書の提出期限と確定申告書の提出期限とが同一の日となる場合は、当該中間申告書の提出を要しないこととする。

7 国税その他 —————

特別還付金の支給制度を次のとおり創設することとする。

- (1) 税務署長は、相続又は贈与等に係る保険年金の保険金受取人等に該当する者又はその相続人に対し、平成12年分以後の各年分（当該年分の所得税について、更正をすることができる場合又は期限後申告書を提出することができる場合の年分を除く。）の保険年金に係る所得（以下「保険年金所得」という。）のうち所得税が課されない部分の金額に対応する所得税に相当する給付金（以下「特別還付金」という。）を支給する。
- (2) 特別還付金の支給を受けようとする者は、平成23年6月30日から1年を経過する日までの間に、特別還付金の額等を記載した特別還付金請求書に特別還付金額の計算明細書等を添付して税務署長に提出するものとし、特別還付金請求書の提出を受けた税務署長は、必要な事項を調査して支給額を決定し、その提出者に対し、特別還付金を支払う。
- (3) 特別還付金の額は、平成12年から平成14年までの各年分と平成15年分以降の各年分とに区分したうえで、その年分の保険年金所得の金額、その他の所得の金額等に基づいて計算するものとし、特別還付金を支払う場合には、一定の加算金を加算する。
- (4) 特別還付金（加算金を含む。）については、所得税を課さない。
- (5) 税務署長は、その決定をした特別還付金の額が過大又は過少であることを知った場合には、特別還付金の額の変更の決定をすることができる。この場合において、その変更

の決定が、増額の決定であるときはその増額分の特別還付金を支払うものとし、減額の決定であるときは、その決定を受けた者は、その減額分の特別還付金（対応する加算金を含む。）を、1月以内に納付する。

- (6) 税務署長の決定又は変更の決定は、平成23年6月30日から2年を経過した後は行うことができないものとし、特別還付金の支給を受ける権利及び特別還付金を徴収する権利は、2年間行使しないことによって、時効により消滅する。
- (7) 特別還付金請求書の提出、税務署長の決定及び通知、特別還付金の支払又は納付その他の特別還付金に関する事項については、国税通則法の規定及び国税徴収法の規定を準用する。

8 地方税 —————

1．特定配当等に係る個人住民税

上場株式等の配当等で、内国法人から支払がなされるその配当等の支払に係る基準日においてその内国法人の発行済株式の総数又は出資金額の100分の5以上に相当する数又は金額の株式又は出資を有する個人以外の者が支払を受けるものが課税対象となっているが、平成23年10月1日以降支払を受けるべき配当等からは100分の3以上となる。

なお、軽減税率（3％）が平成25年12月31日（改正前平成23年12月31日）まで延長される。

2．特定株式等譲渡所得金額に係る個人住民税

軽減税率（3％）が平成25年12月31日（改正前平成23年12月31日）まで延長される。

3．源泉徴収選択口座内配当等に係る個人住民税

軽減税率（3％）が平成25年12月31日（改正前平成23年12月31日）まで延長される。

4．法人事業税の中間申告納付

その事業年度開始の日から6か月の期間を1事業年度とみなして付加価値額、資本金等の額、所得又は収入金額を計算し、これらを課税標準として算定した事業税は、前事業年度の実績を基準とする事業税額を超えないときに申告納付できる。

5．個人住民税寄附金控除

寄附金税額控除の適用下限額が平成23年1月1日以後に支出する寄附金から2千円(改正前5千円)に引き下げられる。

6．東日本大震災関係

【個人住民税】

(1) 雑損控除の特例

住宅や家財等に係る損失の雑損控除について、平成23年度住民税での適用を可能とする。

繰越し可能期間を5年とする(現行3年)。

(2) 被災事業用資産の損失の特例

22年分所得の計算上、被災事業用資産の損失の必要経費への算入を可能とする。

被災事業用資産の損失による純損失について、繰越し可能期間を5年とする(現行3年)。保有資産に占める被災事業用資産の割合が1割以上である場合には、被災事業用資産以外の損失を含めて、現行3年の繰越しが可能な純損失について、繰越期間を5年とする。

(3) 住宅借入金等特別税額控除の適用の特例

住宅借入金等特別税額控除の適用住宅が、大震災により滅失等しても、平成25年度分住民税以降の残存期間の継続適用を可能とする。

(4) 財形住宅・年金貯蓄の非課税

平成23年3月11日から平成24年3月10日までに行われた財形住宅・年金貯蓄の大震災による目的外の払戻しについて、利子等に対する遡及課税を行わないこととする。

【事業税】

〔申告の期限延長における法人事業税の中間申告納付の省略〕

法人事業税の中間申告納付に係る期限と確定申告納付に係る期限とが同一の日となる場合には、中間申告書の提出を不要とする。

【不動産取得税】

(1) 被災代替家屋の取得に係る特例

被災家屋の所有者等が当該被災家屋に代わる家屋（被災代替家屋）を平成33年3月31日までの間に取得した場合には、被災家屋の床面積相当分には不動産取得税が課されないようにする特例を講じる。

(2) 被災代替家屋の敷地の用に供する土地の取得に係る特例

被災代替家屋の敷地の用に供する土地で、被災家屋の敷地の用に供されていた土地（従前の土地）に代わるものを平成33年3月31日までの間に取得した場合には、従前の土地の面積相当分には不動産取得税が課されないようにする特例を講じる。

【固定資産税・都市計画税】

(1) 津波により甚大な被害を受けた区域内の土地及び家屋に対する平成23年度分の課税免除

津波により甚大な被害を受けた区域として市町村長が指定する区域内に所在する土地及び家屋について、平成23年度分の課税を免除する。

(2) 被災住宅用地の特例

大震災による災害により滅失・損壊した住宅（被災住宅）の敷地の用に供されていた土地（被災住宅用地）を被災後10年度分については、当該土地を住宅用地とみなす。

(3) 被災代替住宅用地の特例

被災住宅用地の所有者等が当該被災住宅用地に代わる土地（被災代替土地）を平成33年3月31日までの間に取得した場合には、当該被災代替土地のうち被災住宅用地に相当する分について、取得後3年度分、当該土地を住宅用地とみなす。

● 健康保険・厚生年金保険の保険料額表 (平成23年9月分～)

(単位:円)

標準報酬			報酬月額		健康保険料率 (全国健康保険協会)		厚生年金保険料率 (一般の被保険者)	
等級	月額(A)	日額			各都道府県別		16.412%	
			円以上	円未満	全額	折半額	全額	折半額
1	58,000	1,930	～	63,000	標準報酬月額 (A)に 次頁の都道府県別健康保険料率を 介護保険第2号被保険者が 否かを判断し、該当率を乗じた金額	左欄の金額に50%を乗じる	16,083.76	8,041.88
2	68,000	2,270	63,000	～ 73,000				
3	78,000	2,600	73,000	～ 83,000				
4	88,000	2,930	83,000	～ 93,000				
5 (1)	98,000	3,270	93,000	～ 101,000				
6 (2)	104,000	3,470	101,000	～ 107,000				
7 (3)	110,000	3,670	107,000	～ 114,000				
8 (4)	118,000	3,930	114,000	～ 122,000				
9 (5)	126,000	4,200	122,000	～ 130,000				
10 (6)	134,000	4,470	130,000	～ 138,000				
11 (7)	142,000	4,730	138,000	～ 146,000				
12 (8)	150,000	5,000	146,000	～ 155,000				
13 (9)	160,000	5,330	155,000	～ 165,000				
14 (10)	170,000	5,670	165,000	～ 175,000				
15 (11)	180,000	6,000	175,000	～ 185,000				
16 (12)	190,000	6,330	185,000	～ 195,000				
17 (13)	200,000	6,670	195,000	～ 210,000				
18 (14)	220,000	7,330	210,000	～ 230,000				
19 (15)	240,000	8,000	230,000	～ 250,000				
20 (16)	260,000	8,670	250,000	～ 270,000				
21 (17)	280,000	9,330	270,000	～ 290,000				
22 (18)	300,000	10,000	290,000	～ 310,000				
23 (19)	320,000	10,670	310,000	～ 330,000				
24 (20)	340,000	11,330	330,000	～ 350,000				
25 (21)	360,000	12,000	350,000	～ 370,000				
26 (22)	380,000	12,670	370,000	～ 395,000				
27 (23)	410,000	13,670	395,000	～ 425,000				
28 (24)	440,000	14,670	425,000	～ 455,000				
29 (25)	470,000	15,670	455,000	～ 485,000				
30 (26)	500,000	16,670	485,000	～ 515,000				
31 (27)	530,000	17,670	515,000	～ 545,000				
32 (28)	560,000	18,670	545,000	～ 575,000				
33 (29)	590,000	19,670	575,000	～ 605,000				
34 (30)	620,000	20,670	605,000	～ 635,000				
35	650,000	21,670	635,000	～ 665,000				
36	680,000	22,670	665,000	～ 695,000				
37	710,000	23,670	695,000	～ 730,000				
38	750,000	25,000	730,000	～ 770,000				
39	790,000	26,330	770,000	～ 810,000				
40	830,000	27,670	810,000	～ 855,000				
41	880,000	29,330	855,000	～ 905,000				
42	930,000	31,000	905,000	～ 955,000				
43	980,000	32,670	955,000	～ 1,005,000				
44	1,030,000	34,330	1,005,000	～ 1,055,000				
45	1,090,000	36,330	1,055,000	～ 1,115,000				
46	1,150,000	38,330	1,115,000	～ 1,175,000				
47	1,210,000	40,330	1,175,000	～				

* 詳しくは、日本年金機構のホームページ (<http://www.nenkin.go.jp/>) でご確認ください。

都道府県別健康保険料率（全国健康保険協会） （平成23年3月分～）

（単位：％）

都道府県名	健康保険料率		都道府県名	健康保険料率	
	介護保険第2号被保険者に該当しない方	介護保険第2号被保険者に該当する方		介護保険第2号被保険者に該当しない方	介護保険第2号被保険者に該当する方
北海道	9.60	11.11	滋賀県	9.48	10.99
青森県	9.51	11.02	京都府	9.50	11.01
岩手県	9.45	10.96	大阪府	9.56	11.07
宮城県	9.50	11.01	兵庫県	9.52	11.03
秋田県	9.54	11.05	奈良県	9.52	11.03
山形県	9.45	10.96	和歌山県	9.51	11.02
福島県	9.47	10.98	鳥取県	9.48	10.99
茨城県	9.44	10.95	島根県	9.51	11.02
栃木県	9.47	10.98	岡山県	9.55	11.06
群馬県	9.47	10.98	広島県	9.53	11.04
埼玉県	9.45	10.96	山口県	9.54	11.05
千葉県	9.44	10.95	徳島県	9.56	11.07
東京都	9.48	10.99	香川県	9.57	11.08
神奈川県	9.49	11.00	愛媛県	9.51	11.02
新潟県	9.43	10.94	高知県	9.55	11.06
富山県	9.44	10.95	福岡県	9.58	11.09
石川県	9.52	11.03	佐賀県	9.60	11.11
福井県	9.50	11.01	長崎県	9.53	11.04
山梨県	9.46	10.97	熊本県	9.55	11.06
長野県	9.39	10.90	大分県	9.57	11.08
岐阜県	9.50	11.01	宮崎県	9.50	11.01
静岡県	9.43	10.94	鹿児島県	9.51	11.02
愛知県	9.48	10.99	沖縄県	9.49	11.00
三重県	9.48	10.99			

- * 1．40歳から64歳までの方（介護保険第2号被保険者に該当する方）は全国一律の介護保険料率（1.51％）が加わります。
上記表の右欄になります。
- * 2．各都道府県の保険料額表は、全国健康保険協会（協会けんぽ）のホームページ（<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>）に掲載されています。
- * 3．健康保険組合に加入する方の健康保険料については、加入する健康保険組合にお問い合わせください。